**チャレンジショップ出店者募集要項**

**１．目的**

　中心市街地の空き店舗を活用し、低廉な家賃で開業できるチャレンジショップを開設しています。チャレンジショップは、市内で創業を考える意欲のある方に、経営を学ぶ実践の場として店舗を貸し出すことで、将来を担う人材の育成や地域経済の活性化を目的としています。

**２．店舗概要・募集業種等**

|  |  |
| --- | --- |
| **チャレンジショップ１号店** | |
| 概　要 | 所在地：佐伯市大手町２丁目２番50号　藤原ビル１F（右側）  床面積：54.32㎡（16.43坪）  構　造：鉄筋コンクリート造  駐車場：無 |
| 募集業種 | 飲食業等 |
| 設　備 | 空調設備　天井吊形業務用エアコン：１基  衛生設備　トイレ：洋式１  調理等設備   1. 厨房   　　・二槽水切付シンク：１台  　　・コールドテーブル冷凍冷蔵庫（冷凍153L、冷蔵150L）：１台  　　・製氷機（キューブアイス35Kg）：１台  　　・ガステーブル：３口  　　・作業台：２台  　　・手洗台：１台  　②バックヤード  　　・一槽水切付シンク  　　・冷凍冷蔵庫（冷凍276L、冷蔵276L）  備品　机４台、椅子18脚、食器棚1台 |
| 家賃 | 月額　40,000円 |
| その他 | 不足する設備備品は、応募者で準備すること。  ※退去時は、応募者の責任で現状復旧すること。 |

**３．入居(出店)期間**

　令和７年９月１日から令和９年８月３１日まで（２年間）

**４．営業時間／定休日**

（１）営業時間：任意

（２）定 休 日：任意　※一日のうち４時間以上かつ週４日以上の営業を行うこと。

**５．応募条件・資格**

（１）次のすべての要件を満たすこと。

　　ア　チャレンジショップ期間終了後、佐伯市内に出店する計画を持つこと。

　　イ　佐伯市に居住している、又は概ね６か月以内に佐伯市に居住する見込みの者。

　　ウ　出店申請時に市税の滞納がないこと。

　　エ　チャレンジショップで実施しようとする事業に必要な資格・許可などを取得している、または、取得することが確実であること。

　　オ　業務日報及び月次報告書を作成し、提出すること。

　　カ　チャレンジショップ期間中は、佐伯商工会議所に加入し、経営指導員等による指導を定期的に受けること。

　　キ　チャレンジショップ期間終了後も、出店状況等の照会に応じること。

　　ク　既に開業している事業の移転でないこと（新たな事業と併せて既に開業している事業を実施するものを含む）。

　　ケ　応募者自身が直接事業を行うこと。

　　コ　既存入居者退去後、設備点検・クリーニングが完了次第、速やかにチャレンジショップでの営業が開始できる者であること。（退去後、概ね６カ月以内に開業）

　　サ　チャレンジショップ期間中の営業に起因する事故・トラブル等に関する一切の責任を負うこと。

　　シ　暴力団関係者でないこと。

（２）飲食業の出店については、（１）に併せて、次の要件も満たすこと。

　　ア　飲食業に従事した経験があること（パート・アルバイトも可）。

　　イ　自ら調理した料理を提供すること。

**７．費用負担**

（１）家賃は、「２．店舗概要・募集業種等の家賃」の額を使用者の負担とする。

（２）光熱水費（電気、上下水道及びガス）は、使用者の負担とする。

（３）商品陳列ケースや棚などの備品購入及び什器・備品の持ち込みに係る費用は使用者の負担とする。

（４）消耗品（電球等）の交換費用は、使用者の負担とする。

（５）備え付けの設備、備品等の損傷個所の修繕については、使用者の負担とする。

（６）清掃に係る費用は、使用者の負担とする。

（７）商工会議所への加入に係る会費は、使用者の負担とする。

**８．応募方法**

（１）応募期間　令和７年５月７日（水）～６月３０日（月）

（２）提出先

　　 〒８７６－０８５４　大分県佐伯市中村南町3－２　御所ノ井ビル３階

　　 一般財団法人　観光まちづくり佐伯

　　 TEL：０９７２－２２－９９００

（３）提出方法

　　　出店申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して令和７年６月３０日（月）までに、一般財団法人観光まちづくり佐伯に直接持参すること。

（４）提出書類

　　　ア　【様式１】出店申請書

　　　イ　【様式２】チャレンジショップ出店計画書

ウ　滞納のない証明書、その他これに類するもの　※1 ※2

　　　エ　【様式３】誓約書

　　　※1　法人の場合は法人市民税納税証明書（法人設立後課税時期未到来の者は個人の場合と同じ）

　　　※2　申請日前3カ月以内に発行されたもの

**９．選考方法**

チャレンジショップ審査会において、書類・面接選考により決定します。合否については、申込者全員に通知します。

審査は、出店に当たっての意欲や事業計画の内容など総合的に判断します。

（１）審査基準

　　　ア　申込者について（事業に対する意欲、知識・経験、資質など）

　　　イ　事業について

（ア）妥当性・実現性

　　　（イ）成長性・将来性

　　　（ウ）地域への貢献度

**10．申込・問い合わせ先**

　〒８７６－０８５４　大分県佐伯市中村南町3－２　御所ノ井ビル３階

　　一般財団法人　観光まちづくり佐伯

　　TEL：０９７２－２２－９９００